## 摂津市空家等対策有識者懇談会設置要綱

(趣旨)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号) 第7条第1項に規定する空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する 事項について、有識者等からの意見を聴取するため、摂津市空家等対策有識 者懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(聴取事項)

- 第2条 懇談会においては、委員から次に掲げる意見を聴取するものとする。
- (1) 空家等対策計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 空家等対策計画の実施に関する事項
- (3) 前号に掲げるもののほか、空家等対策の推進に関すること。

(組織)

- 第3条 市長は、次に掲げる者のうちから懇談会への参加を求め、委員に任命するものとする。
- (1) 市民
- (2) 法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者
- (3) その他市長が必要と認める者
- 2 懇談会に会長を置き、前項第2号に定める委員のうちから、互選により選出するものとする。

(任期)

- 第4条 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。
- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

- 第5条 懇談会は、必要のつど市長が招集し、議事の進行及び整理は、会長が 行う。
- 2 市長は必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、参考意見又は説明を聴くことができる。

(事務局)

第6条 懇談会の事務局は、建設部建築課に置くものとする。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職務を退い た後も同様とする。

(雑則)

- 第8条 職務に従事した委員には、報償金9,000円を支給する。ただし、関係行政機関の職員及び辞退者については、この限りでない。
- 2 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- この要綱は、令和5年12月13日から施行する。